

●消費税 インボイス制度の登録申請受付中

当会では、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録申請書の提出サポートを行っています。提出される方はマイナンバーカードとマイナンバーカードの両面の写し(マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カードと写真付本人確認書類の写し)をお忘れなくお持ちください。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として**令和5年3月31日(金)**までに登録申請を行う必要があります。

当会へのご相談は**令和4年12月23日(金)まで**にお済ませくださいますようお願いいたします。

なお、**令和5年1月5日(木)～3月16日(木)まで**は所得税確定申告相談等業務のためインボイス制度に関する相談、申請書提出サポートはできません。あらかじめご承知おきください。

インボイス制度 登録を受けるかどうかの判断は？

①

売上先が消費者のみである。
(例：学習塾・美容師等)



はい



インボイス発行事業者
になる必要はありません。



いいえ

事業者への販売の多寡によって、
インボイス発行事業者になることを検討する。



インボイス発行事業者の登録を
受けるかどうかは
事業者の任意です

②

売上先からインボイスの交付を求められるか、確認をしてみましょう

③

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

【登録を受けた場合】

インボイスが交付できますが、登録を取りやめない限り、課税事業者として消費税の申告が必要です

【登録を受けなかった場合】

インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません

なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)

※ 必要に応じて、取引先と価格を含めた取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう

～ご不明な点がございましたら、早めに当会へご相談ください。～